

千葉市公告第127号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年2月15日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 京成千葉地区ショッピングセンター

所在地 千葉市中央区本千葉町15番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 京成電鉄株式会社

代表者の氏名 取締役社長 小林 敏也

住所 千葉県市川市八幡三丁目3番1号

名称 株式会社千葉ショッピングセンター

代表者の氏名 代表取締役 宍倉 輝雄

住所 千葉市中央区本千葉町15番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前・変更後）別紙のとおり

4 変更の年月日

令和3年9月1日ほか

5 変更の理由

テナントが決定したため

6 届出の年月日

令和4年1月28日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和4年2月15日から令和4年6月15日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで